

参考資料

1 本計画の策定経過

(1) 本計画の検討状況

実施年月	実施内容
令和5年 8月～10月	藤沢市健康増進計画(第2次)及び第3次藤沢市食育推進計画の最終評価アンケートの実施
令和6年3月	藤沢市健康増進計画(第2次)及び第3次藤沢市食育推進計画の最終評価アンケート調査結果報告書作成
令和6年7月	第1回藤沢市食生活対策推進協議会
令和6年8月	藤沢市食生活対策推進協議会委員へ意見聴取
令和6年10月	第2回藤沢市食生活対策推進協議会
令和6年11月	パブリックコメント(市民意見公募)の実施
令和6年12月	12月市議会定例会
令和7年1月	第3回藤沢市食生活対策推進協議会
令和7年2月	2月市議会定例会
令和7年3月	第4次藤沢市食育推進計画策定

(2) パブリックコメント(市民意見公募)の概要

実施件名	「第4次藤沢市食育推進計画(素案)」について
意見募集の対象者	市内在住・在勤・在学の方、市内に事業所等を有する方、その他利害関係者
意見の提出方法	任意の用紙又は所定の用紙に、住所、氏名、意見を記入の上、健康づくり課へ持参・郵送・ファクス・電子メール又はホームページの入力フォームにより受付
実施期間	2024年(令和6年)11月18日(月)から 2024年(令和6年)12月17日(火)まで
実施主体	藤沢市長
実施結果	意見なし

(3) 藤沢市食生活対策推進協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、本市における栄養・食生活課題の解決に向けた施策の推進が効果的に行われるよう、「藤沢市食生活対策推進協議会」(以下「協議会」という)を置き、その運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域の栄養・食生活改善の企画、実施、評価に関すること。
- (2) 健康・栄養状態等の実態や健康づくり、調査・研究に関すること。
- (3) 健康づくり栄養関連の情報の収集と提供に関すること。
- (4) 栄養改善事業における関係機関、団体との連携に関すること。
- (5) その他地域の特性に応じた栄養改善活動の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会の委員は20人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医師の代表
- (2) 歯科医師の代表
- (3) 栄養・食生活関係団体の代表
- (4) 生産・製造・流通関係者の代表
- (5) 福祉施設の代表
- (6) 市民の代表
- (7) 教育関係の代表
- (8) 学識経験者
- (9) 市職員
- (10) その他市長が認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年以内とし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし再任をさまたげない。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 協議会は、市長の要請に基づき、委員長が招集する。

ただし、改選後初の会議においては委員長が決定していないため、市長が招集する。

(部会)

第7条 協議事項を具体的に検討するため、必要に応じて協議会に専門部会を設けることができる。

(報酬)

第8条 協議会の委員の報酬は、藤沢市非常勤の特別職職員の報酬に関する規則(昭和43年規則第22号)第2条第3項に定めるところによる。ただし、第3条に掲げる委員のうち第9号に規定する委員は無報酬とする。

(庶務)

第9条 協議会は、藤沢市保健所地域保健課において総括し及び処理する。

(附則)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(4) 藤沢市食生活対策推進協議会名簿

任期：2024年(令和6年)7月4日～2026年(令和8年)3月31日

2025年(令和7年)3月現在

委員名簿

設置要綱における組織	選出母体	役職等	氏名
医師の代表	藤沢市医師会	学校医保育園医部会担当理事	山崎 安信
歯科医師の代表	藤沢市歯科医師会	常務理事	宮田 保之
薬剤師の代表	藤沢市薬剤師会	会長	村上 和宣
食に関するボランティア 団体の代表	神奈川県栄養士会 第6ブロック支部	藤沢栄養士の会 さつき会 代表	宮原 真美
	藤沢市食生活改善推進団体 四ツ葉会	会長	青柳 清美
生産・製造・流通関係者の 代表	包括連携協定企業	株式会社イトーヨーカ堂 湘南台店 鮮度チェッカー	山崎 美佐
福祉施設の代表	老人福祉施設	特別養護老人ホーム 鵠生園 管理栄養士	高橋 寿江
市民の代表	公募による市民	-	高尾 信
	公募による市民	-	杉本 まゆみ
教育関係の代表	藤沢市私立幼稚園協会	のぞみ幼稚園 園長	佐藤 尚子
	藤沢市学校保健会	片瀬小学校 養護教諭	永井 真紀
	神奈川県立学校長会議	県立藤沢清流高等学校 校長	笠原 昭彦
学識経験者	栄養・食生活関係学識経験者	結核予防会総合健診推進センター 元神奈川県立保健福祉大学 教授	◎佐野 喜子
その他市長が認めた者	特定給食施設(事業所)	ウエスタンデジタルテクノロジーズ合同会社 (東京ケータリング㈱)ウエスタンデジタル カフェテリア)管理栄養士	加藤 恵理
	藤沢市社会福祉協議会	藤沢市社会福祉協議会 主査	若林 理恵
	藤沢市民生委員児童委員協議会	藤沢市民生委員児童委員協議会 副会長 村岡地区民生委員児童委員協議会 会長	三浦 絹子
	病院 管理栄養士	藤沢湘南台病院 栄養課 管理栄養士	安田 恵美
市職員	藤沢市保健所	所長	○阿南 弥生子

◎委員長 ○副委員長(敬省略 順不同)

2 食育基本法

平成十七年法律第六十三号

最終改正：平成二七年九月一日法律第六六号

前文

第一章 総則（第一条—第十五条）

第二章 食育推進基本計画等
（第十六条—第十八条）

第三章 基本的施策
（第十九条—第二十五条）

第四章 食育推進会議等
（第二十六条—第三十三条）

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩（そう）身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」

に関する情報が社会に氾（はん）濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要

な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成）

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

（食に関する感謝の念と理解）

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

（食育推進運動の展開）

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

（子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割）

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

（食に関する体験活動と食育推進活動の実践）

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

（伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献）

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

（食品の安全性の確保等における食育の役割）

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

（国の責務）

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（教育関係者等及び農林漁業者等の責務）

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

（食品関連事業者等の責務）

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

（国民の責務）

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

（法制上の措置等）

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

（食育推進基本計画）

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

二 食育の推進の目標に関する事項

三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩（そう）身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かし

つつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

（生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等）

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

（食文化の継承のための活動への支援等）

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進）

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

（食育推進会議の設置及び所掌事務）

第二十六条 農林水産省に、食育推進会議を置く。

- 2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

（組織）

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

（会長）

第二十八条 会長は、農林水産大臣をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 農林水産大臣以外の国务大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者

二 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者

2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二十一年六月五日法律第四九号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日から施行する。

附則（平成二七年九月一一日法律第六六号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(食育基本法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第二十五条の規定による改正前の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれている食育推進会議は、第二十五条の規定による改正後の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれる食育推進会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

3 第4次食育推進基本計画（国）の指標項目

第4次食育推進基本計画における 食育の推進に当たっての目標

第4次食育推進基本計画では以下のように目標値を設定して取り組みます。

	具体的な目標値	現状値(令和2年度)	目標値(令和7年度)
目標番号 1	食育に関心を持っている国民を増やす		
12歳以下 1	食育に関心を持っている国民の割合	83.2%	90%以上
目標番号 2	朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす		
1歳以上12歳以下 2	朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数	週9.6回	週11回以上
目標番号 3	地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やす		
1歳以上12歳以下 3	地域等で共食したいと思う人が共食する割合	70.7%	75%以上
目標番号 4	朝食を欠食する国民を減らす		
2歳以上12歳以下 4	朝食を欠食する子供の割合	4.6%※	0%
2歳以上12歳以下 5	朝食を欠食する若い世代の割合	21.5%	15%以下
目標番号 5	学校給食における地場産物を活用した取組等を増やす		
9歳以上12歳以下 6	栄養教諭による地場産物に係る食に関する指導の平均取組回数	月9.1回※	月12回以上
9歳以上12歳以下 7	学校給食における地場産物を使用する割合(金額ベース)を現状値(令和元年度)から維持・向上した都道府県の割合	—	90%以上
9歳以上12歳以下 8	学校給食における国産食材を使用する割合(金額ベース)を現状値(令和元年度)から維持・向上した都道府県の割合	—	90%以上
注) 学校給食における使用食材の割合(金額ベース、令和元年度)の全国平均は、地場産物52.7%、国産食材87%となっている。			
目標番号 6	栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす		
3歳以上12歳以下 9	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている国民の割合	36.4%	50%以上
3歳以上12歳以下 10	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代の割合	27.4%	40%以上
3歳以上12歳以下 11	1日あたりの食塩摂取量の平均値	10.1g※	8g以下
3歳以上12歳以下 12	1日あたりの野菜摂取量の平均値	280.5g※	350g以上
3歳以上12歳以下 13	1日あたりの果物摂取量100g未満の者の割合	61.6%※	30%以下



4 第4次神奈川県食育推進計画の指標項目

県では食育の目標を達成するための目安とするため、国の第4次食育推進基本計画に掲げる目標を参考にしながら、県における課題や関連事業の取組を踏まえて、指標を設定しています。

基本方針	指標	計画策定時 (4年度)	目標値 (9年度)	(参考)国目標値 (7年度)
生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進	①主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食っている県民の割合	56.1% (H29-R元年)	60%以上	50%以上
	②主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食っている若い世代(20~39歳)の割合	37.0% (H29-R元年)	40%以上	40%以上
	③朝食を欠食する県民の割合 ア 小学6年生 イ 中学3年生	5.7% 9.1% (R4年)	0%に近づける	0%
	ウ 15~39歳 (内訳) (15~19歳 男性 女性) (20~29歳 男性 女性) (30~39歳 男性 女性)	22.6% 18.5% 17.2% 30.3% 32.6% 22.0% 14.8% (H29-元年)	15%以下	20~39歳 15%以下
	④一日当たりの平均野菜摂取量	271.6g (H29-R元年)	350g以上	350g以上
	⑤一日当たりの平均食塩摂取量	9.6g (H29-R元年)	8g未満	8g以下
	⑥一日当たりの平均果物摂取量100g未満の県民の割合	57.0% (H29-R元年)	30%以下	30%以下
	⑦ゆっくりよく噛んで食べる県民の割合	58.8% (R4年)	60%以上	55%以上
	⑧朝食・夕食を家族と食っている、又は一人暮らしの方で、昼食・夕食を仲間など複数で食っている「共食」の回数(注1)	[家族] 週9回 [一人暮らし] 週2回 (R4年)	[家族] 週11回以上 [一人暮らし] 週2回以上	[家族] 週11回以上
	⑨食育に関心を持っている県民の割合	77.6% (R4年)	90%以上	90%以上
	⑩食育の推進に関わるボランティアの数(注2)	6,178人 (R4年)	6,178人以上	37万人以上
	⑪食品の安全性に関する知識があると思う県民の割合	89.3% (R4年)	90%以上	(注3)

基本方針	指標	計画策定時 (4年度)	目標値 (9年度)	(参考)国目標値 (7年度)
持続可能な食を支える食育の推進	⑫栄養教諭による地場産物に係る食に関する指導の平均取組回数	月8.8回 (R3年)	月12回以上	月12回以上
	⑬学校給食における地場産物を使用する割合(金額ベース)を現状値から維持向上した市町村の割合	—	90%以上	90%以上
	⑭学校給食における国産食材を使用する割合(金額ベース)を現状値から維持向上した市町村の割合	—	90%以上	90%以上
	⑮いただきますなど食への感謝を表すあいさつや、箸の持ち方など、食事のマナーを正しくできていると思う県民の割合	75.1% (R4年)	90%以上	—
	⑯農林水産業の体験や伝統ある食文化を伝えていく機会や場があることに満足している県民の割合	7.2% (R4年)	7.2%以上	—
	⑰地元でとれた新鮮な野菜や魚を食べられることに満足している県民の割合	27.9% (R4年)	30%以上	—
	⑱環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶよう心掛けている県民の割合(注4)	—	75%以上	(注5)
	⑲食べ物を無駄にしないよう気を付けている県民の割合(注6)	93.9% (R4年)	96%以上	(注7)

(注1) 一人暮らしの方を除いた人数から、「ほとんど毎日食べる」を週7回、「週に4～5日食べる」を4.5回、「週に2～3回食べる」を2.5回、「週に1回程度食べる」を1回とし、それぞれ朝食・夕食ごとに、該当人数を掛け、合計したものを全体数で割り、朝食と夕食の回数を足して週当たりの回数を出しています。

一人暮らしの人数から、「ほとんど毎日食べる」を週7回、「週に4～5日食べる」を4.5回、「週に2～3回食べる」を2.5回、「週に1回程度食べる」を1回とし、それぞれ昼食・夕食ごとに、該当人数を掛け、合計したものを全体数で割り、昼食と夕食の回数を足して週当たりの回数を出しています。

(注2) 無償・有償を問わず、県及び市町村で把握している食育ボランティアの数を集計しています。

(注3) 国は、「食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民の割合」を指標としており、目標値は80%以上です。

(注4) 「環境に配慮した農林水産物・食品」とは、化学農薬や化学肥料の使用を避けることを基本とした有機農産物・食品や、輸入に伴う輸送に係る二酸化炭素の排出量が抑制される国産飼料を活用した畜産物、過剰包装でなくゴミが少ない商品などのことを言います。

(注5) 国は、「環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民の割合」を指標としており、目標値は75%以上です。

(注6) 「食べ物を無駄にしないよう気を付けている」とは、食品ロスを減らすため、「食品を買いすぎない、料理を作りすぎない、食べ残さない」など、日々の食生活の中で実践する、ちょっとした気遣いや行動のことを言います。

(注7) 国は、「食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合」を指標としており、目標値は80%以上です。

出典

【①、②、③(ウ)、④、⑤、⑥】 県「県民健康・栄養調査」(平成29年～令和元年3年間の全数データの平均値)

【⑦、⑧、⑨、⑪、⑮、⑯、⑰、⑲】 県「県民ニーズ調査」(令和4年)

【③(ア、イ)】 文部科学省「全国学力・学習状況調査」(令和4年)

【⑩】 県調べ(令和4年)

【⑫、⑬、⑭】 県「地場産物の使用に関する調査」(令和3年)

参考：第4次神奈川県食育推進計画(食みらい かながわプラン 2023)

5 藤沢市健康増進計画（第3次）の指標項目（関連部分のみ抜粋）

健康増進計画は、Ⅰ個人の行動と健康状態の改善、Ⅱ社会環境の質の向上、Ⅲライフコースアプローチを踏まえた健康づくりに分類し、指標項目を設定しています。

ここでは、食に関連のある一部の指標項目について掲載しました。

【Ⅰ 個人の行動と健康状態の改善(栄養・食生活)に関する指標項目】

指標項目	対象	現状値 (令和5年度)	目標値
適正体重を維持している人の割合 ★BMI18.5以上25.0未満の割合	20～39 歳	67.9%	70%
	40～64 歳	67.2%	
	65 歳以上	66.9%	
主食・主菜・副菜のそろった食事を1日2食以上 食べている人の割合	3歳6か月児	81.4%	85%
	小学校6年生	80.9%	
	中学校2年生	77.2%	80%
	20～39 歳	57.2%	65%
	40～64 歳	72.6%	80%
	65 歳以上	89.1%	90%
野菜料理を1日3皿以上食べている人の割合 ★野菜は生の状態で計量し、1皿の目安量は70g	20 歳以上	21.8%	30%
塩分を控えている人の割合	20～39 歳	25.6%	30%
	40～64 歳	36.9%	45%
	65 歳以上	63.0%	65%
ゆっくりよく噛んで食べている人の割合	小学校6年生	70.7%	75%
	中学校2年生	67.5%	
	20～39 歳	36.8%	50%
	40～64 歳	39.4%	
	65 歳以上	59.6%	65%
生活習慣病予防のために普段から気をつけた 食生活を実践している人の割合	20～39 歳	42.3%	50%
	40～64 歳	52.2%	60%
	65 歳以上	70.1%	75%

【Ⅱ 社会環境の質の向上に関する指標項目】

指標項目	対象	現状値 (令和5年度)	目標値
地域等で共食をしている人の割合	20 歳以上	73.8%	80%
健康づくり応援団サポーターの数		73 人	90 人
健康づくり応援団協力店の店舗数		57 店舗	70 店舗
利用者に合わせた食事提供をしている特定給食施設等(事業所)の割合		61.1%	70%

【Ⅲ ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり】

指標項目		対象	現状値 (令和5年度)	目標値
子ども	肥満度 30%以上(肥満)の人の割合	小学校5年生	4.2%	減少
		男子	5.1%	
		女子	3.3%	
		中学校2年生	1.9%	減少
		男子	2.6%	
		女子	1.2%	
	肥満度-20%以下(やせ)の人の割合	小学校5年生	4.3%	減少
		男子	3.5%	
		女子	5.0%	
		中学校2年生	6.1%	減少
		男子	4.6%	
		女子	7.6%	
高齢者	BMI20.0 以下(やせ傾向)の高齢者の割合	65 歳以上	22.5%	20%未満
女性	BMI18.5 未満(やせ)の女性の割合	20～39 歳	18.3%	15%未満

参考：藤沢市健康増進計画（第3次）

第4次藤沢市食育推進計画 生涯健康！ふじさわ食育プラン

発行年月 2025年(令和7年)3月

発 行 藤沢市 健康医療部 健康づくり課

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1

電話 0466-25-1111 (代表)

